

【代表研究者】

田中 信行
東京大学 社会科学研究所 教授

【共同研究者】

梁 慧星 中国社会科学院 法学研究所 教授
李 黎明 北京大学 法学院 副教授

【研究題目】

中国の市場経済化と物権法の制定に関する調査研究

【研究の目的】

中国の経済改革は 90 年代以降、市場経済体制への移行を明確にし、これにあわせて民法関係の法律の整備を積極的に進めている。本研究の目的は、物権法の起草過程をフォローすることを通じて、中国が目指す市場経済システムの真の姿を明らかにし、将来構築されるであろう中国の民法体系を理論的に解明する準備を進めておこうとするものである。

物権法がとりわけ注目されるのは、93 年に制定された会社法が認知した法人財産権という概念について、新しい論争を提起しており、その帰趨が経済改革の行方を占う意味でも大きな意義をもっているからである。2000 年春に公表された物権法草案は、物権法から法人財産権という概念を排除することにより、市場経済体制への一層の接近を目指している。これからの草案をめぐる検討過程で、この問題がどのような解決を得るかは、国有企業改革の行く末を占うばかりでなく、WTO 加盟後の中国法体制のあり方を考え、あるいは中国が目指す「市場経済」体制の特質を見極める上で、重要な鍵となろう。

【研究の内容・方法】

本研究は、中国が現在進めている物権法起草作業の中心にいて、公表された草案の作成責任者でもある、中国社会科学院法学研究所の梁慧星教授が、東京大学社会科学研究所に外国人客員教授として来日される機会を利用して、共同研究を実施するために計画された。しかし、中国での草案をめぐる論争が激化したことにより、草案の取りまとめ作業が大きく遅延したため、教授の来日計画は断念せざるを得なくなってしまった。

また、予定していた 2 年間の助成を受けることができなかったため、とりあえず共同研究は 1 年間で打ち切らざるをえなかった。

以上、2 つの理由から、2001 年度の研究としては、当初の計画通りに物権法について十分な調査、研究をおこなうことはできなかった。ただし、この共同研究そのものはその後も継続しており、日中両国にそれぞれ民法研究会を設置するなど、活動の成果を挙げている。

したがって本研究では、物権法の全般的課題について取り扱うことはできなかったが、その中心的な課題である、国有企業の法人財産権にかかわる問題を集中的に調査し、分析した。この部分は、国有企業の改革における主要な問題でもあるため、会社法、証券法など、関連する主要な法律の改正問題も視野に入れて、幅広い問題点の検討をおこなった。

研究成果の一部として提出した田中の論文「中国証券法の生まれ出ずる悩み」は、国家的所有権に特別な保護を与えようとする政策と、WTO 体制の下でより一層、市場経済化とグローバル化を実現しようとする証券法の矛盾を考察したもので、物権法の争点の一つを側面から検討したものである。

【結論・考察】

研究課題は現在進行中のものであり、共同研究も継続中であるので、まだ結論を得るにはいたっていない。

助成期間中の共同研究では、中国の WTO 加盟が実現したことを受けて、そのことが中国の、とりわけ民事、経済関係の法律分野にどのような影響を及ぼすかについて、興味深い報告が提出された。

中国の法律は 21 世紀に入って、間違いなくより一層市場経済化し、グローバル化するであろうが、中国の社会それ自体はそれほど速やかに変化するわけではないので、これから予想される中国法の変容は、かえって社会の実態とのあいだに乖離を深める可能性を持つことが考えられる。すなわち、中国の法律は法治主義の強化に向かって規範化しようとするほど、社会の実態から乖離するという矛盾に直面せざるを得ないのである。